

R I. 第2620地区 静岡第2分區
三島西ロータリークラブ

週報

第2132号

事務所 静岡県三島市中央町4番9号 2F
TEL(055)976-6351 FAX976-6352
例会場 静岡県三島市本町6-35 呉竹
TEL(055)975-3210
会長 西本 和夫 幹事 宇田川 茂



広重版画より 三島 朝霧

第2195回例会

2018.2.8晴

司 会 鈴木郁夫君

ロータリーソング 「我等の生業」
指揮 柴崎恵子君

会長挨拶

会長 西本和夫君

第23回オリンピック冬季競技大会が明日から始まります。ボランティアのストライキとかノロウイルスが発症したとか、高官が平昌(ピョンチャン)を平壤(ピョンヤン)と間違えて言ったので問題になりオリンピックに竹島問題を持ち出したり相変わらずドタバタなようです。

また、7日未明に台湾東部で発生した地震はマグニチュード6.4で花蓮のホテルやマンションなどが倒壊したようで、日本人も非難したようですが怪我は軽傷のようです。また、中部の苗栗は大丈夫だったようです。

先週、苗栗交換研修中学生8名と引率者の方は無事に帰ったようですがホームステイ家族の方々をはじめ会員の皆様、ご苦労様でした。ご協力を本当にありがとうございました。

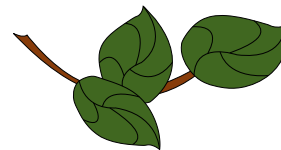
苗栗交換研修中学生の一番の楽しみは同じ世代の子供達との交流で、学校での時間が足りない位でした。最後には先生にお願いして名刺を渡す時間を作ってもらいました。日本の学生より台湾の学生の方が積極的に交流していました。毎回思う事は台湾の生徒の英語力で発音も程度も日本の学生は負けています。文法が中国語と英語は同じだからかもしれませんと言いますが、言い訳かもしれません。

今月は次週がIMとなります。できるだけ多くの参加をよろしくお願いいたします。

出席報告

	出席総数	出席率	メ ー ッ プ	修 出 席	正 率
前々回	28/37	75.68%	32/37	86.49%	
今回	35/40	87.50%	会員総数	47名	

欠席者 大石君、加藤君、梶山君、花房君、藤江君



幹事報告

幹事 宇田川茂君

- ①交換中学生が2/2帰国されました。
関係された皆様本当にご苦労様でした。そしてありがとうございました。
- ②本日の卓話は亥角裕巳さんです。演題は「古希を迎えて」
- ③来週はIMです。
日時 2月17日(土) 東レ研修センター
受付 13:30 開会点鐘 14:00 です
- ④再来週2/22(木)は会場が変更となり、米山記念館です。
お間違えの無いよう願います。

2017～2018年度
国際ロータリー会長
イアンH.S.ライズリー

ロータリー：変化をもたらす

おめでとう

会員誕生日 諏訪部(敏)君、
関本(文)君、前田(房)君、
前田(博)君
入会記念日 赤池君、古川君
奥様誕生日 佐々木君、原君
結婚記念日 室伏君



スマイルボックス

- ◆栗原君、おかげ様で交換中学生達は無事に台湾へ帰国しました。会員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。インフルエンザにもなっておらず、苗栗は地震も大丈夫なようです。
- ◆木村君、遠藤さん、中学生のお見送りご苦労様でした。2月1日のさよならパーティーも無事終わりほっとしております。
- ◆須田君、なんとなくスマイルします。
- ◆亥角君、久しぶりです。本日卓話です。
- ◆諏訪部(照)君、なんとなく。
- ◆諏訪部(敏)君、久しぶりです。
- ◆室伏君、クリスマス家族会、妻の母の送り人となりドタキャン、年が明けB型インフルエンザ、久しぶりのホームクラブです。
- ◆Dテーブル、1月26日、テーブル会の残金をスマイルします。
- ◆Eテーブル、Eテーブル会の残金をスマイルします。2年越しのスマイルになります。宜しく。

卓 話

70歳古希を迎えて

亥角裕巳君

1.「十有五にして学に志す。三十にして立つ。四十にして惑わず。五十にして天命を知る。六十にして耳したがう。七十にして心の欲するところに従がいて則を越えず。」といわれますが、いま70歳になって「惑い」ながら「天命」をすこし感じつつというところです。

2.自分の天命・使命は?

①地域の為 ②中小零細企業の為 ③障害者との共生が今後のライフワークでしようか。

3.座右の銘・・・「宿命に耐え、運命と戯れ、使命に生きる」

4.RC職業奉仕・・・事業承継税制が大きく変わるのでインフォメーションいたします。

事業承継税制の抜本的拡充

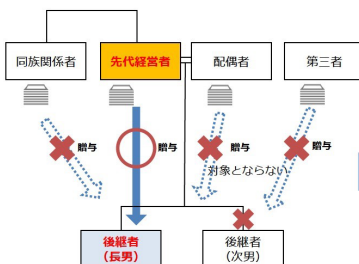
今後5年以内に承継計画(仮称)を提出し、10年以内に実際に承継を行う者が対象
平成30年1月1日以後の贈与・相続が対象

- ①後継者が売却・廃業を行った際、その時点での株価を基に納税額を計算し、**減免可能**
- ②対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)、納税猶予割合を80%から**100%**に拡大
- ③近年の人手不足の状況に鑑み、雇用平均8割を満たせなかった場合でも猶予継続を可能に
- ④複数の株主から複数の後継者への事業承継についても**対象者を拡大**

- 現行制度では、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみが対象。
- 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者(最大3人)**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

改正概要

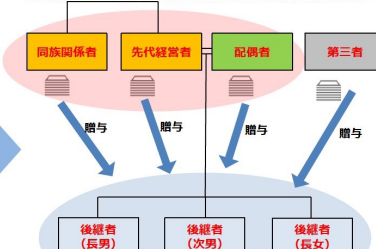
現行制度



1人の先代経営者から1人の後継者への贈与のみが対象

改正案

贈与者は先代経営者に限定せず、複数でも可能とする



複数の後継者(最大3人)を対象とする

※代表権を有しているものに限り
※複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。

(週報担当:佐々木雅浩)